

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります
※随時見直しを行っています。最新のものにはAGOYAかいごネットをご覧ください

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げられる場合は不要）
事業所に関する変更

Table with columns for '変更があった事項' (Changes) and various '加算' (Addition) categories. Rows include items like '変更届出書', '指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書', '探訪通知書の写し', etc., with corresponding checkboxes or symbols (o, △, ●) indicating requirements.

- ★1) 事前相談が必要です。
★2) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。
★3) 介護職員処遇改善加算の届出については、AGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告書について）」をご覧ください。
※1) 「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（様式第17）」は、変更申請のため、事前提出が必要です。
※2) 「探訪通知書の写し」について、指定特定施設入居者生活介護を行わず有料老人ホームのつら、老人福祉法の規定に基づき当該施設が平成18年3月31日時点で取り出している施設定員数の範囲内で定員数をを行う場合は、添付する必要はありません。
注1) 従業員の変更は特例措置があります。詳しくは、AGOYAかいごネットをご覧ください。
注2) 住所、氏名（増減等による）及び業務関係の変更のみの場合は、誓約書及び別紙を添付する必要はありません。
注3) 業務関係の変更も届出が必要です。業務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。
注4) 住所及び氏名（増減等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注5) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に同行届出（最長6ヶ月）であり、状況によっては休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
注6) 作成に当たっては、AGOYAかいごネットの「サービス提供体制強化加算および特定事業所加算における職員配置割合計算等の取り扱いについて」をご確認ください。
注7) 業務管理体制の届出については、AGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。
注8) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は添付する必要はありません。また、経費なレイアウト変更等においては添付不要な場合もありますので、事前相談時にご相談ください。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。